12	レジパスビル　アセトン付加物／ソホスブビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年７月３日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880及び2885
13	イピリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年７月３日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
14	アンチトロンビン　ガンマ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年７月３日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3884から3886まで、3888、3902及び3903
15	ボセンタン水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年８月24日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3130、3131、3137及び3138
16	リバーロキサバン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2458
17	スクロオキシ水酸化鉄（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3617
18	ルストロンボパグ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
19	バンデタニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3257、3264及び3266
20	オムビタスビル水和物／パリタプレビル水和物／リトナビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880及び2885
21	レベチラセタム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年７月４日に、旧薬事法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1767、1768及び1773
22	リュープロレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3221、3238、3239、3241、3242、3245、3248、3544、3545、3554及び3558
23	トラベクテジン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
24	インジウムペンテトレオチド（^{111}Ｉｎ）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年９月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
25	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月17日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1956から1958まで、1967、1968、1977及び1978

別表二

	手術等		診断群分類番号
1	Ｄ237	終夜睡眠ポリグラフィー　１　携帯用装置を使用した場合	全ての診断群分類番号
2	Ｄ237	終夜睡眠ポリグラフィー　２　多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合	全ての診断群分類番号
3	Ｄ237	終夜睡眠ポリグラフィー　３　１及び２以外の場合	全ての診断群分類番号
4	Ｄ291－２	小児食物アレルギー負荷検査	全ての診断群分類番号
5	Ｄ413	前立腺針生検法	全ての診断群分類番号
6	Ｋ008	腋臭症手術　２　皮膚有毛部切除術	全ての診断群分類番号
7	Ｋ093－２	関節鏡下手根管開放手術	全ての診断群分類番号
8	Ｋ196－２	胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）	全ての診断群分類番号
9	Ｋ282	水晶体再建術　１　眼内レンズを挿入する場合　ロ　その他のもの	全ての診断群分類番号
10	Ｋ282	水晶体再建術　２　眼内レンズを挿入しない場合	全ての診断群分類番号
11	Ｋ474	乳腺腫瘍摘出術　１　長径５センチメートル未満	全ての診断群分類番号
12	Ｋ616－４	経皮的シャント拡張術・血栓除去術	全ての診断群分類番号
13	Ｋ617	下肢静脈瘤手術　１　抜去切除術	全ての診断群分類番号
14	Ｋ617	下肢静脈瘤手術　２　硬化療法（一連として）	全ての診断群分類番号
15	Ｋ617	下肢静脈瘤手術　３　高位結紮術	全ての診断群分類番号
16	Ｋ633	ヘルニア手術　５　鼠径ヘルニア	全ての診断群分類番号
17	Ｋ634	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）	全ての診断群分類番号
18	Ｋ721	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　１　長径２センチメートル未満	全ての診断群分類番号
19	Ｋ721	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術　２　長径２センチメートル以上	全ての診断群分類番号
20	Ｋ743	痔核手術（脱肛を含む。）　２　硬化療法（四段階注射法によるもの）	全ての診断群分類番号
21	Ｋ768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術（一連につき）	全ての診断群分類番号
22	Ｋ867	子宮頸部（腟部）切除術	全ての診断群分類番号
23	Ｋ873	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	全ての診断群分類番号
24	Ｍ001－２	ガンマナイフによる定位放射線治療	全ての診断群分類番号

○厚生労働省告示第七十五号

日副働働　厚生労働省告示第九十三号）別表20の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文中「別表17」を「別表20」に、「副傷病名」を「定義副傷病名」に改める。

表を次のように改める。